

佐賀市立赤松公民館のご利用について

(1) 公民館の利用について(基本情報)

1 公民館利用時間(厳守してください)

・午前8時30分から午後10時まで

(午後10時には施錠します。清掃・片付けの上、駐車場からも退館のこと。)

2 休館日

・年末年始(12月29日~1月3日)

・毎月第3日曜日(ただし、公民館長の判断により変更する場合があります。)

3 利用料金

・部屋の利用料は、社会教育・生涯学習・公益性のある活動については原則無料です。

ただし、冷暖房を利用する費用は使用者が負担してください。

大会議室利用の場合および和室を全室利用する場合は、エアコンは2台とも使用してください。

片方だけ使用すると負荷がかかり、故障の原因となります。

(2) 赤松公民館利用の注意点(ルール)

- 1団体で利用できるのは、一日4時間まで、ひと月4回までです。
(1週間前に空いていれば利用可能)
- 令和8年度より、大会議室を半分で利用することはできません。
- 申請した利用時間内に限り入室できます。ただし、前に利用者が無く部屋が空いていれば、10分前からの入室を認めます。
- 利用前・利用後には事務室開室時間(平日 8:30~17:15)は事務室へ、夜間は管理人室に必ず声をかけて下さい。特にその日の最後の利用者は、厳守してください。
- 音の大小にかかわらず、楽器演奏や音響機器(スマートフォン、CD プレーヤー類)など音を発する利用は、近隣住民、利用者への配慮が必要なため、20時以降は使用できません。
- 楽器演奏については、打楽器、金管楽器は使用できません。
- 専用のシューズを使用する場合は、利用の部屋のみでの使用とし、他室や廊下での使用を禁じます。
- 床に直接座って行う体操等は安全のため、マット等を敷いてご利用ください。
- 絵画、書道など床が汚れる恐れがある場合は、新聞紙やシートなどを敷いてご利用ください。
- 館内は全館禁煙です。喫煙される場合は、駐輪場の喫煙場所でのみお願いします。
駐車場での喫煙も禁じます。
- 利用後は、利用報告書(窓口に設置)に必要事項を記入後、カウンターに設置しているボックスに入れて下さい。

(3) 利用後の片付け・清掃について

- ・利用者が出したゴミはすべて持ち帰り下さい。
- ・利用後は、片付け、清掃、窓の施錠を確実にして下さい。
- ・トイレ・洗面所を汚していないか確認し、後始末をして下さい。